

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 預金口座取引 3. 預金口座開設にあたり、第2条(取引時確認)に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、第17条(解約など)第3項アからサ号の各号に1つでも該当した場合、第18条(反社会的勢力の排除)第1項に定める暴力団員等もしくはアからオ号に1つでも該当した場合、もしくは同条第2項アからオ号に該当する行為を1つでも行った場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は預金口座開設をお断りできるものとします。</p>	<p>第1条 預金口座取引 3. 預金口座開設にあたり、第2条(取引時確認)に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、第17条(解約など)第3項アからコ号の各号に1つでも該当した場合、第18条(反社会的勢力の排除)第1項に定める暴力団員等もしくはアからオ号に1つでも該当した場合、もしくは同条第2項アからオ号に該当する行為を1つでも行った場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は預金口座開設をお断りできるものとします。</p>
<p>第2条 取引時確認 3. 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度、当社が指定する証明書類の提出や必要事項の申告等を求めることがあります。なお、証明書類取得に要する費用は、お客さまの負担といたします。 4. 第2項により当社が口座開設を行わなかったことによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。</p>	<p>第2条 取引時確認 3. 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度、当社が指定する証明書類の提出や必要事項の申告等を求めることがあります。なお、証明書類取得に要する費用は、お客さまの負担といたします。この提出がない場合(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます)、当社はお取引の全部または一部を停止し、もしくは預金口座を解約することがあります。 4. 前二項により当社が口座開設を行わず、お取引の全部または一部を停止し、または預金口座を解約したことによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。</p>
<p>第17条 解約など 3. お客さまが次の各号のいずれか1つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通ずることなく、直ちに預金取引の全部または一部を停止もしくは制限し、または預金口座を解約できるものとします。 ア. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき イ. 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき ウ. 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき エ. 預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると判断したとき オ. 第2条(取引時確認)第3項の定めにより再度の証明書類の提出等を求めたものの、お客さまがこれに応じない場合(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます) カ. サービス提供に関する諸手数料の支払がなかったとき キ. お客さまの所在が不明となったとき ク. 支払の停止または破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあったとき ケ. 相続の開始があったとき コ. お客さまが本規定に違反したとき サ. 前各号に掲げるほか、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき</p>	<p>3. お客さまが次の各号のいずれか1つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通ずることなく、直ちに預金取引の全部または一部を停止し、または預金口座を解約できるものとします。 ア. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき イ. 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき ウ. 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき エ. 第2条(取引時確認)第3項の定めにより再度の証明書類の提出等を求めたものの、お客さまがこれに応じない場合(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます) オ. サービス提供に関する諸手数料の支払がなかったとき カ. お客さまの所在が不明となったとき キ. 支払の停止または破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあったとき ク. 相続の開始があったとき ケ. お客さまが本規定に違反したとき コ. 前各号に掲げるほか、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき</p>
<p>第17条 解約など 6. 第3項により、当社が預金取引の全部または一部を停止もしくは制限した場合であっても、お客さまからの申告・説明等に基づき、同項所定の各事由が解消されたとき当社が認める場合、当社は当該取引の停止もしくは制限または一部制限を解除します。</p>	<p>(新設)</p>